

【教育委員会】令和8年度会計年度任用職員（障がい者雇用枠）の募集について

障がい者の雇用拡大、就労支援の推進を図るため、障がい者を対象とした会計年度任用職員を募集します。

なお、当該公募は予算の確定により効力を有することとなりますので、ご了承ください。

○応募要件

【年齢要件】

令和8年4月1日現在　満18歳以上（※高校生不可）

【障がいのある方で次のいずれかを所持している者】

1. 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
2. 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が公布する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
3. 精神障害者保健福祉手帳

○募集内容及び勤務条件

【採用予定人数】

1名

【業務内容】

（那覇市教育委員会）令和8年度会計年度任用職員（障がい者雇用）募集一覧

※応募者と面談のうえ、業務内容については変更になる場合があります。

【任用期間】

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務の実績等に応じて、次年度の再度の任用あり

【休暇、休日等】

勤務条件により、那覇市の規則に基づき年次有給休暇、病気休暇、夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、子看護休暇、産前産後休暇、介護休暇等が付与されます。

【給料、報酬等】

1. 給料・・・時給1,282円程度

2. 通勤手当・・・常勤職員に準じて支給（月末締め翌月 20 日支給）
※原則として、勤務地までの通勤距離が 2 km 未満の場合は支給されません。
3. 期末・勤勉手当・・・基準日（5 月 31 日、11 月 30 日）において、6 か月以上の任期があり、かつ、週の勤務時間が 15 時間 30 分以上の者へ、勤務実績に応じて支給
4. 給与支払日・・・例月給与は当月末締翌月 20 日支給、期末・勤勉手当は年 2 回で 6 月 10 日と 12 月 10 日支給

【社会保険等】

勤務条件により、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災等の適用があります。

【条件付き採用】

任用は全て条件付のものとし、任用後 1 か月間（1 か月間の勤務日数が 15 日を満たない場合は、15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。

【特記事項】

令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）に基づき、特定性犯罪の前科がないことを採用条件とします。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

○提出書類

- (1) 令和 8 年度那覇市会計年度任用職員（障がい者雇用）採用申込書
- (2) 障害者手帳の写し等

○提出期限

令和 8 年 1 月 8 日（水）から令和 8 年 1 月 26 日（月）まで

※郵送可、1 月 26 日必着

○提出先

那覇市教育委員会 生涯学習部総務課
(〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)

○スケジュール

- ・令和 8 年 1 月 8 日（木）から令和 8 年 1 月 26 日（月）まで 申込書受付期間
- ・令和 8 年 1 月 29 日（木）予定 面接（那覇市役所本庁舎）
※詳細については、申込者に別途通知します。
- ・令和 8 年 2 月上旬～中旬 採用決定通知、採用に係る手続き
- ・令和 8 年 4 月 1 日（水） 任用開始